

誰もが暮らしやすい地域をめざした取組(福祉事業等)について

地域保健福祉課

1 千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障害がある方が安心して自分らしく暮らすことを目指し、官民協働により推進している。

(1) 当事者・家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業

ピアサポーターの育成に向けた流れ作りや人材確保、体験の場の確保に協力するほか、家族会等へ参加しての家族が抱える課題の整理や、家族会の活性化と後方支援できるネットワークの構築に努めている。

(2) 住まいの確保や居住支援に係る事業

海匠圏域の不動産会社等との情報共有や検討の場を設けるなどして、不動産会社、大家等との連携に努めている。

(3) 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業

精神科病院と行政や関係機関の連携体制検討等を行っている。

活動のポイント：ピアサポーターの活動支援**2 その他の障害者差別解消に向けた取組**

「障害者差別解消法」及び「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、専用電話を設置し随時相談に対応するほか、地域相談員の研修や地域の事業者等への普及啓発を行っている。

3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)への対応

令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)に基づき女性相談支援員が配置され、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、関係機関と連携しながら困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添った支援を行っている。